令和８年度　第２回鴨川市環境審議会　会議録

○　日　　時　　令和８年 10 月 13 日（火）　　開会：午後２時 00 分
　　閉会：午後３時 45 分

○　場　　所　　鴨川市役所　４階　400 会議室

○　出席委員　　７名　飯塚　和夫　　渡邉　公康　　藤原　悟作　　本多　信介
　　鈴木　良太郎　　佐藤　大輔　　長谷川　裕一

○　欠席委員　　３名　鎌田　直人　　加藤　正浩　　伊藤　正人

○　出席職員　　６名　佐々木市長　　渡辺環境課長　　佐々木環境課長補佐
　　庄司廃棄物対策係長　　高橋環境保全係長　　環境課・畑中副主査

○　傍 聴 者　　５名

○　会議概要

１．開　　会
２．会長あいさつ
３．市長あいさつ
４．議　　事
　（１）　第３次鴨川市環境基本計画の骨子案について【諮問】
　（２）　一般廃棄物処理手数料の改定について【諮問・答申】
５．報　　告
　（１）　田原地区メガソーラーについて
６．そ の 他
　（１）　次回の開催予定等について

詳細については以下のとおり。

○　傍聴人（５名）　入室。

●　司会（佐々木課長補佐）

皆さん、こんにちは。

定刻を過ぎましたので、ただ今から「令和８年度　第２回鴨川市環境審議会」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、環境課課長補佐の佐々木と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、鎌田　直人委員、加藤　正浩委員、伊藤　正人委員の計３名から、欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は７名でございます。

「鴨川市環境審議会規則」第３条第２項の規定により、過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本審議会でございますが、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」第３条の規定によりまして、原則として会議を公開しております。

本日の会議におきまして、傍聴人は５名おりますので、ご報告いたします。

また、会議録を作成し、原則としてこれを公開することとなっておりますので、本日の会議を録音させて頂きます。あらかじめ、ご了承下さい。

会議に先立ちまして、本日の会議の資料を確認させていただきます。

Ａ４サイズで綴じてあります冊子１冊でございます。全部で 56 ページとなっております。

不備等がありましたら、お申し出ください。

なお、本日は、「第３次鴨川市環境基本計画」の策定にあたり、本業務の受託業者であります、株式会社　リジオナル・プランニング・チームから、内藤主任研究員に同席をいただいております。

このあとの、議事での補足説明や質疑等への対応をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

２．会長あいさつ

それでは、はじめに当審議会・飯塚会長から挨拶を申し上げます。

（飯塚会長あいさつ）

皆さん、こんにちは。環境審議会長の飯塚でございます。

本日は、お忙しい中、令和８年度　第２回　鴨川市環境審議会に、ご出席いただき、ありがとうございます。

本年度は、「鴨川市環境基本計画策定」等、重要な審議が控えておりますので、委員の皆さま方には、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議事では、１つ目として「鴨川市環境基本計画」について、鴨川市長からの諮問をいただき、今後の策定に向けての「答申」を作成して参りますので、委員の皆さま方から、専門的知見も踏まえ、忌憚のないご意見やご要望などにより、計画策定の精査を進めて参りたいと考えております。

また、２つ目の議事では、第１回の協議に引き続き、来年度の実施に向けた、「ごみ処理手数料等の改定」の協議につきまして、ご意見等を承りたいと考えております。

ごみ問題が顕在化する中で、未来を見据えた時に、値上げの問題は避けて通れません。

こうした中、早期の改定を行うことは必然であると考えますので、こちらにつきましても、委員皆さま方には、内容につきまして、慎重かつ前向きなご意見をお願いしたいと存じます。

ごみの排出量には様々な理由がありますが、年々削減されている事実もある状況であり、今後もやはり私たち一人一人が高い意識を持ち、ごみを削減し、きれいなまちづくりを率先していく必要性はあると感じております。

鴨川市も来年度からは、広域的なごみ処理を実施するということで、費用負担もあることですが、将来的に考えた時に、安心できるごみ処理が可能になるということは、鴨川市の未来にとっても、明るい材料ではないのかなと思います。

なお、報告事項といたしまして、「田原地区メガソーラーの状況について」を予定しておりますが、これも温暖化対策の一助と申しながら、私たち市民にとっては、大変重要な問題であります。

このあと、事務局から説明や報告がありますが、皆さま方におかれましては、議事につきまして、慎重審議をお願いいたしますとともに、鴨川市の環境の維持発展に向けたご発言を賜れればと存じますので、よろしくお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

ありがとうございました。

3．市長あいさつ

続きまして、佐々木市長から、あいさつを申し上げます。

（佐々木市長あいさつ）

皆さん、こんにちは。市長の佐々木でございます。

本日は、令和８年度 第２回 鴨川市環境審議会を開催いたしましたところ、委員皆さまには、ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本市の環境行政に、様々なお立場からお力添えを賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議事といたしましては、はじめに「鴨川市環境基本計画」の策定について、諮問をさせていただきます。

また、本日お示しする骨子案に対し、委員の皆様から多様な視点でのご意見等を賜り、それらを素案にしっかりと反映させてまいりたいと考えております。

その上で、本年１２月末までには、計画の素案をご提示できる予定ですので、実りあるご協議をよろしくお願いいたします。

また、次の議事では、未来に向けた重要案件としまして、前回も触れさせていただきましたが、「ごみ処理手数料等の改定」に向けた議論をお願いしたいと存じます。

こちらは今後、社会情勢等を踏まえた値上げを前提に、改定を実施したいと考えておりますので、慎重審議をお願いいたします。

ご承知のとおり、本市のごみ処理につきましては、一般廃棄物中継施設「クリーンステーション鴨川」を経由しておりますが、来年度からは、安房・君津地域が共同実施する「上総安房クリーンシステム」へ搬出いたします。

費用につきましても、毎年度負担が生じることとなりますが、従来の搬出費用等が軽減されることから、若干の財政負担軽減につながるものと存じます。

また、報告事項といたしまして、「田原地区メガソーラーの状況について」を予定しております。

メガソーラーは、地域への環境問題等、様々な課題が指摘される一方、太陽光発電により、二酸化炭

素等の温室効果ガスを排出しないため、カーボンニュートラルに向けた、次世代エネルギーでもあります。

今後とも、国や県の動向を十分に注視しながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

本年度、委員皆さまには、様々な面で難しい課題について、ご審議を頂くことになりますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、鴨川市環境審議会規則　第３条第１項に「審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。」とございますので、飯塚会長に議長をお願いしたいと存じます。

飯塚会長、よろしくお願いいたします。

● 議長（飯塚会長）

それでは、鴨川市環境審議会規則に基づき、議長の職を仰せつかりましたので、今後の会議の進行を務めさせていただきます。

はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきたいと存じます。

本件につきましては、私からの指名としてよろしいでしょうか。

＝＝＝　　議長一任の声を確認　　＝＝＝

ご異議なしと認め、会議録署名人には、本多　信介委員にお願いしたいと存じます。

それでは、このあと議事に入るわけですが、本日は、審議いただく２つの議事について、はじめに市長からの諮問をさせていただきまたいと存じますので、内容について事務局から説明をお願いします。

● 司会（佐々木課長補佐）

本日、諮問を行う事項は、２点でございます。

はじめに、「第３次鴨川市環境基本計画の策定について」、次に、「一般廃棄物処理手数料の改定について」の諮問を行います。

１点目の「第３次鴨川市環境基本計画の策定について」は、コンサルタント等による「計画骨子案」の作成に至りましたことから、諮問を行うものでございます。

２点目の「一般廃棄物処理手巣量の改定について」は、第１回環境審議会での協議や、庁内会議・関係業者との協議を経て、手数料値上げの方向性が固まりましたので、諮問を行うものでございます。

それでは、ただいまの２点につきまして、市長から飯塚会長へ諮問書の交付をさせていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

【市長から会長へ諮問書の交付】

● 議長（飯塚会長）

ただいま、諮問書の交付が終わりましたので、これより、議事に入ります。

（1）「第３次鴨川市環境基本計画の骨子案について」事務局の説明を求めます。

● 事務局（高橋環境保全係長）

それでは、議事の（1）第３次鴨川市環境基本計画の骨子案について、ご説明申し上げます。

資料は、３ページから 56 ページとなります。

なお、補足説明等については、私の説明後にコンサルタントからいたしたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

本年度策定予定の「第３次鴨川市環境基本計画」については、去る令和８年８月３日に開催しました、第１回環境審議会において、その概要やスケジュールをお話させていただきましたので、本日は、これからの素案作成等に向けた、計画の方向性や骨子案等について、ご説明いたします。

それぞれの章におきまして、主要なところを抜粋して、ご説明いたします。

策定における主な柱としましては、「策定の背景と位置付け」、「上位計画との整合性」、「実効性と検証の重視」、「構成案のブラッシュアップ」が挙げられます。

主な課題・議論のポイントとしまして、「脱炭素社会（ゼロカーボン）への取組」、「地域特有の環境保全と活用」を掲げます。

先ず、資料の５ページから 12 ページが「第１章・計画の背景」でございます。

本計画は、現行の「第２次鴨川市環境基本計画」の計画期間終了に合わせたものになりますが、現行計画から 10 年という期間を経ようとしている中で、この間、世界の気候状況は大きく変わり、地球温暖化等の影響でここ数年の猛暑など、異常な傾向にあります。

今後、子どもたちの世代等が少しでも暮らしやすい地域環境を推し進めるためには、脱炭素・自然再興・循環経済、これらが柱となって、問題と解決を図っていかなければなりません。

策定に際し、国や県の計画に対しましても、基本的な部分は踏襲していきたいと考えております。

また、令和７年度に策定をしました「第３次鴨川市総合計画」におきましても、目指す将来都市像として、「健康と観光の融合都市」を掲げ、地球温暖化対策や住環境美化、環境学習等を環境政策としています。

次に、資料の 13 ページから 17 ページが「第２章・環境に関する意識」でございます。

先ず、今年７月 13 日から８月 16 日にかけて、約１ヵ月間のアンケート調査を実施いたしました。

対象数は、市民 1,500 人、市内事業者 150 でございまして、市民においては 32％、事業者においては 50％の回収率があったものでございます。

結果の内容につきましては、資料のとおりでございますが、全体的な傾向としまして、空気や水、静けさ、自然環境等については評価が高い一方、有害鳥獣や公共交通、気象災害等に対する心配が高い傾向がありました。

また、環境施策としましては、ごみの減量・再資源化などはもちろんでありますが、鳥獣害対策や不法投棄対策、さらに、未来のために子どもたちの環境教育、熱中症対策や農漁業への影響の対策などが挙げられました。

これはまさに、時世を反映しているものであると痛感したところでもあります。

次に、資料の 18 ページから 36 ページが「第３章・本市の環境」でございます。

ここは、委員皆さまもご存知の範疇ではなかろうかと思います。

本市におきましては、海も山もあり風光明媚な住みやすい地域であることから、市外からの移住者も多いわけですが、人口は年々減少の一途を辿っており、高齢化においては著しい現象となっております。

こうした背景から、一昔前の観光メインから近年は医療・福祉関係の業種が増え、就業人口も増加しております。

田原地区のメガソーラー開発は問題となってはおりますが、市内における森林面積は市全体の 60％を占めております。

今後はこうした資源を生かしつつ、生活環境の改善を前面に、自然との共生、環境学習、市民や事業者等との協働といった部分がクローズアップされてきますので、重要分野と捉え施策を進める必要があります。

また、現行計画の振り返りとしましては、６つの基本目標に対しまして、推進施策の実施を行ってまいりました。

今回の計画の中でも踏襲すべきは盛り込んでいき、実情に即した、実行可能性の高いものにしていきたいと考えております。

次に、資料の 37 ページから 40 ページが「第４章・計画の基本的事項」でございます。

計画の位置付け等につきましては、鴨川市の総合計画などが上位に位置付けらますが、国や県の計画、また、廃棄物関連等とも整合を図りながら推進を図ってまいりたいと考えます。

計画期間ですが、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とし、社会情勢や環境の大きな変化の際には、必要に応じて見直していくものといたします。

次に、進行管理でございますが、市民・事業者・滞在者・市という、主体がある中で、相互の協力や連携を深め、PDCA サイクルを繰り返すことで、確実に進めてまいりたいと考えております。

また、必要に応じて、随時、環境審議会には報告等を行い、意見などを集約していければとも考えております。

最後の、資料の 41 ページから 46 ページが「第５章・計画の目指すところ」でございます。

望ましい環境像を目指すため、基本目標や施策の方針、基本施策の提示をしてまいります。

望ましい環境像として、「自然の恵みを活かし、環境の変化に適応して、心豊かに暮らせるまち」というものが、大きなベースとなり、そこから具体的な施策等へ波及していくものでございます。

人口減や高齢化、有害鳥獣対策等、喫緊の課題はありますが、現在の気候状況などから、いかにゼロカーボンに向けたまちづくりへの施策の実行等が図られ、将来に向けた子どもたちへの明るい未来をのこして行けるのかが、私たちに課せられた使命であることは、間違いありません。

本日は、骨子案について抜粋しながらの説明となりましたが、素案の作成にあたりましては、数字的な目標等はもちろんでありますが、具体性や視覚による訴えにも重点を置き、分かりやすさを第一に追及してまいりたいと考えております。

また、具体性をもたせながら、共生や地域特性を生かすことも念頭に、先進的な取り組みなどのコラム紹介、取組の成果が分かるものも取り上げていきたいと考えております。

具体的な例としましては、「地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（自然共生サイト）」の認定

を、曽呂地区を拠点において活動をされている、株式会社　苗目や、天津地区にあります、東京大学千葉演習林が、2026年に環境省・農林水産省・国土交通省の３省連名により受けました。

内容的には、株式会社　苗目についてですが、管理する農地、農地を活用した公園、里山など約6.17ヘクタールについて、2014年から無農薬・無化学肥料によるハーブやエディブルフラワーの栽培、山林の草刈りや伐採などの手入れを継続し、1年間の動植物調査で絶滅危惧種を含む希少なカエルや鳥類の生息が確認され、豊かな生態系の維持が高く評価されました。

こうした団体の取り組み内容なども紹介を通じて盛り込んでいけたらと思います。

また、近年話題になっております、国が掲げる30ｂｙ30（サーティ・バイ・サーティ）も重要なものです。

これは、2030年までに陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全・保護することを目指す国際目標です。

日本での取り組みとしては、政府が新たな国家戦略のもとで目標達成を目指し、保護地域の拡充や他の効果的な地域ベースの保全手段の活用を進めています。

特に、民間で生物多様性が守られている場所を環境省が「自然共生サイト」として認定する取り組みに注力しています。

30ｂｙ30（サーティ・バイ・サーティ）の達成は、生物多様性の損失を食い止めて回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に直結し、地球環境と私たちの暮らしに数多くのメリットをもたらします。

具体的には、

1. 生物多様性の保全と絶滅リスクの低減
2. 気候変動対策（脱炭素への貢献）
3. 防災・減災（生態系を活用した防災）
4. 人間への「生態系サービス」の安定供給　があります。

本件におきましては、年内の素案作成・審議に向けた、忌憚のない、ご意見やご要望などをいただきますと幸いに存じます。

冒頭に、市長から審議会長へ対し、諮問書の交付をさせていただきましたが、年度末の早い時期に審議会からの答申がいただけるよう、今後ともよろしくお願いいたします。

第３次鴨川市環境基本計画にかかる骨子案につきましての説明は以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

事務局の説明が終わりましたので、コンサルタントの内藤 様から補足等がありましたら、よろしくお願いいたします。

● コンサルタント・内藤主任研究員から補足説明等

今回の骨子の一番コアになりますのは、資料の42ページ、43ページの部分になろうかと思います。

つまり、従来の計画から全体の施策の組み換えと言いますか、体系を改めてございます。

これは、市の方と協議いたしまして、他の自治体の事例も参考にしながら、こういうシンプルなかた

ち、特に基本目標が３つくらいに集約されている方が、分かりやすいというようなご意見をいただいておりまして、それに従って作ったみたところでございます。

基本目標は、従来は５つ掲げてありましたが、今回３つの大きな柱としております。

基本目標１が気候変動、資源循環、生活環境関連として１つにまとめております。

ことばとしましては、気候変動に強く、つまり気候変動の影響が今後ますます予期されるところでしっかりと強靭な地域にしていくという意味合いがございます。

そして、循環型社会、端的にはごみの処理をどうしていくかということ。

それとゼロカーボンですね。脱炭素、これを実現して国の施策、県の施策、世界の脱炭素にも貢献していくということを謳っています。

基本目標のもとに 43 ページにあります、施策の方針としまして１から６まで、エネルギーを効率よく利用して CO2 排出を減らす、再生可能エネルギー活用を推進する、そして３番目としましては、気候変動の影響にしっかりと適応していく、４番目としまして３R の推進、５番目としまして、ごみ処理を適切に行っていき、かつ住民サービスとしてのごみ処理をきちんと充実を図りバランスをとっていく、６番目としまして一番根本となる安心安全な生活ができるように環境汚染や騒音振動がおきないように備えをしていくといった内容になっている。

２番目の基本目標として、これは自然と景観、景観と言っても自然の方にウエイトを置いております。

42 ページになりますが、自然を大切に思い、地域資源を活用するまちという少し攻めの姿勢を見せたようなかたちになっている。

これは、総合計画の方としましても地域資源を活用していかに地域を元気よく持続可能にしていけるかが大きな課題になっており、その背景には人口減少もあり、逆にこれだけの自然や観光として名を挙げてきた歴史、そういったものを上手く活用して今後の将来のまちづくりに活かしていこうということがここに込められている。

このもとに施策の方針としまして、７として生態系を守りましょう、それが基盤ということですね。

そして８・９・10 として自然を活かして地域に貢献をしていく、そういったことを列記しております。この景観という中にはですね、歴史的な要素も含めてございます。

ご覧いただいて分かるとおり、例えば社寺にしましても、歴史的な埋蔵文化財など自然と一体となった存在しているものが非常に多くございます。

つまり地域と自然というのは、人と自然が一緒に出来上がってきた歴史を背景として存立しているものであり、歴史としての側面を加えて自然景観資源、そういったことを活かしていきたいという方向性でございます。

そして、基本目標３としましては、環境学習と協働、つまりソフト面の施策を打ち出しながら、一人一人の意識・行動、そして協働の連携の取り組みというのを実現していきたいという方向性となっております。

環境で必要な取り組みというのは、概ねこれだけの引き出しの中に、上手く収めて整理をして、皆さんに提示していけるものと考えております。

他の自治体と比べましても特別に驚くようなことはありませんが、市の特徴としまして基本目標２のところ、自然を大切にしながらそれらを活用していく、これを大きな柱としているところが鴨川市の計

画の特徴かと思います。

そしてもう1点テクニカルなところでご説明しておきますと、温室効果ガスの排出の件です。

前半の環境の現況と課題の部分、24・25ページのCO2の排出量の推計ですが、色々ありますが、一番標準的な手法で落とし込んでいます。

そのデータは国の自治体排出量カルテがあり、小規模な自治体向けに、参考にして考えてくださいとして毎年更新されています。

この利点としては、国や県のエネルギー統計、そういったものが改定に対応して数値が更新されています。

これを採用してCO2排出の推移を見ております。

また併せまして、森林資源で森林吸収量を仮に推計しますとだいたい年間3万トンのCO2、つまり排出の方から森林の吸収量の引き算をして、最終的な排出削減を考えていければと考えています。

45ページに排出量削減の目標を掲げるというところになります。

この計画には国の法律で定められている、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包することとなっております。

そこに必要な要件として排出量削減の数値目標を掲げてくださいというものがあります。

ここでどれくらいのパーセントを考えていくかとなりますと、だいたい多くの自治体では、国の排出量のパーセントをあてはめまして、国民の目標を共有して国民として目指していくんだと、そういった数字を鴨川市の排出削減目標として提示してみたところであります。

45ページに2050年カーボンニュートラルに向けた2025年ロードマップを示しておりますが、数値としてはグラフ化し、排出量ゼロに向けたもの、その途中に再生可能エネルギーの最大限の導入活用、省エネルギーの促進が書いてあります。国や県でも示しておりこうした指標を目安としております。

ここで温室効果ガスの中に9種類ありますが、そのうちのCO2を今回の対象としております。

中でもCO2が98%を占めているため、他のガスは外した方が合理的であると思われます。

ごみの排出量があるが、自治体の排出量の中で直接焼却したものでプラスチックごみが混入していたかがベースとなります。

今後、市のごみ処理は広域化するようですが、数字の算出をどう整合を図りながら行うかということになろうかと思います。

私からの補足等は以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

ただいま、事務局及びコンサルタントからの説明等が終わりましたので、委員の皆さまから、ご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

● 議長（飯塚会長）

私からで恐縮ですが、45ページの温室効果ガスについて、平成25年から令和5年にかけて下がってきたのは自然減でしょうか。どういう状況なのか、説明をお願いします。

● 事務局（高橋環境保全係長）

今のご指摘の数字につきましては、令和４年9.月に鴨川市の旧鴨川清掃センターの稼働が終了し、ごみの焼却がなくなったというところがまず一番大きな要因になります。

● コンサルタント（内藤主任研究員）

24ページに温室効果ガス増減の背景を記載しておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

エネルギーに起因するものでは、省エネの効果、それから電力供給における排出量削減が考えられます。国全体としまして、電力供給の排出係数が下がった、つまり発電時の CO2 排出が減ったことが、私たちが使っている電力に反映されています。

また、CO2が減るということは、人や産業等、活力が減っているという背景もあります。

● 議長（飯塚会長）

他に何かございますでしょうか。

● 渡邉委員

13ページに、1500人を対象としたアンケート調査について記載がありますが、実施時期の理由と、現段階で計画骨子にどのように反映されているのか、説明をお願いします。

● 事務局（高橋環境保全係長）

アンケートの実施につきましては、それなりの回収率を得たというところでございます。

策定事業を４月から開始し、委託業者の選定やアンケートの調査設計などに時間を必要としたことから、７月中旬から約１ヵ月のアンケート実施となりました。

市の環境に対する評価としては、概ね良いというようなところでグラフを明記しております。

近年は、有害鳥獣等の影響、公共機関、気象災害や異常気象の災害への不安といったあたりが懸念材料と認識できます。概ね、現状を維持しつつ問題点のある分野については、対策を願いたいというような傾向があろうかと見ております。

● コンサルタント（内藤主任研究員）

ご覧いただいている骨子案では、全体として市が行う取組・施策をどのような体系で整理し、見せていくかというところまで記載しておりますが、アンケートで尋ねた内容はどれも必要なものでありますので、その中でもどこに皆さんの意識が強く出ているのかを市に見ていただき、実際に施策を展開するときや事業化を図っていく際に、庁内の意見に向けたバックデータとして活用していくことを想定しております。

また、庁内で重点的に進めることの議論に活かしていただくことも考えております。

● 渡邉委員

例えば、アンケートの時期が１か月ずれていたら、完全に違ったデータになっていたのではないかな

というのが、少し懸念としてあります。

また、市民個人にゼロカーボンをどうやって導入させていくのかが、一番の問題かと思います。

事業所はある程度、国から目標を示されていて動きますが、市民に対しては、じゃあ電気入れ替えてください、エアコン入れ替えてくださいとか、車もEVに入れ替えてくださいとできませんから、どうPRしていくかが難しい部分かなと思いますので、そこをもう少し盛り込んでもいいのかなと思います。

● 議長（飯塚会長）

ご意見として頂戴したいと思います。

事務局には、計画に盛り込むなり、難しいことであれば、何か出来るような施策を取るなり、よろしくお願いしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

ないようですので、ただいまのご意見等をもとに、第3次鴨川市環境基本計画については、今後、意見の集約や精査等を進め、年内開催予定の次回審議会において素案を提示し、来年3月上旬に開催予定の審議会における答申に向けて、引き続きご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の（2）「一般廃棄物処理手数料の改定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

それでは、一般廃棄物処理手数料の改定について、説明をいたします。

一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、鴨川市財政再建化計画に向けて提案が行われまして、鴨川市環境審議会においても、令和8年8月3日の第1回審議会において議事とさせていただいたところでございます。

第1回審議会におきましては、ごみ処理手数料の改定案を示すとともに、鴨川市のごみの処理の現状、可燃ごみや不燃ごみの搬出量の推移、可燃ごみの処理委託料の実績の推移、不燃ごみ処理の実績の推移、またほかにごみ処理手数料、指定袋のごみ処理、指定袋以外のごみ袋の処理手数料の販売実績の推移ですとか、いわゆる、クリーンステーション鴨川への可燃ごみの搬入量や持ち込み手数料の推移について資料にお示ししました。

それ以外に比較としまして、千葉県内37市に関しましてごみ手数料有料化の一覧による比較ですとか、いわゆる一般持ち込みごみの処理手数料に関しまして、比較検討を行いました。

資料の47ページをご覧ください。

令和8年度第2回鴨川市環境審議会の、一般廃棄物手数料改定資料の1としまして、ごみの一般廃棄物処理手数料の改定案をお示ししております。

このうち、廃棄物処理手数料の改定部分について申し上げますと、現行といたしまして、指定袋20リットル1袋につき20円のものを30円に、45リットル1袋につき50円のものを70円に、続きまして市の処理施設に搬入するもの、いわゆる粗大ごみについて10キログラムにつき70円、1点につき500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入するものを、10キログラムにつき

100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円とし、四捨五入を省いたことも大きな改定となります。

続きまして、事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみに関しまして、現行では10キログラムにつき160円、ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。改正案では、10キログラムにつき200円とし、こちらも四捨五入を省くものになります。

続きまして、上記以外の燃やせるごみにつきまして、現行では破砕を要するごみが含まれているものに関しては、100キログラムまでは10キログラムにつき70円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入します。

また、上記以外のものについては、100キログラムまでは10キログラムにつき50円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入します。

改正案では、10キログラムにつき100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円といたしまして、同様に四捨五入を省いたものでございます。

また、新しい規定といたしまして、燃やせないごみという種類を設けまして、こちらは10キログラムにつき100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円としたいものです。

この燃やせないごみに関しましては、いわゆるガラス・セトモノ類を想定しております。

また、これに伴いまして、別表の第2　第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物につきましても、10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入するところを、10キログラムにつき200円といたしたいところでございます。

改定案の説明としては以上になります。

続きまして、資料は48ページ、49ページになります。

一般廃棄物手数料改定資料2とあります。

こちらは、ごみ処理手数料の改定における、スケジュール案の説明になります。

現状のスケジュール案といたしましては、12月議会において承認後、出荷管理業者、いわゆるごみ袋製造業者でありますが、12月議会の承認後、新指定袋の作成に向け準備を始めます。

2としまして市は、新証紙（700円・300円）を作成し、旧証紙と並行して令和9年8月1日頃から販売を開始します。併せて差額証紙の作成を行います。

3としまして出荷管理業者は、9月中旬頃から新指定袋を小売店への卸売を開始し、令和9年10月1日からの販売に備えます。

新証紙と旧証紙につきましては、証紙の作成は並行して行いますが、小売店での販売は並行して行うことはできません。

そこで、4としまして小売店は令和9年10月1日から指定袋を販売する、5としまして出荷管理業者は小売店から旧指定袋を引き上げ、市は引き上げた旧指定袋を買い取る予定でおります。

6としまして市は旧指定袋の使用期限を設定します。

予定としては令和9年11月30日までとなっています。

こちらは、令和8年9月30日まで販売が行われて、各家庭にまだストックされている旧指定袋に関しまして、令和8年11月30日まではそのまま使用してもよいという規定を設けると考えております。

７としまして市は差額証紙の販売を行うとあります。販売場所は市の公共施設とします。

令和８年 11 月 30 日をもって、旧指定袋の使用は終了となりますが、それでも各家庭におきまして旧指定袋のストックがあるという事態を考慮しまして、新指定袋と旧指定袋の差額を埋めるための証紙を用意しまして、公共施設で販売しまして、市民に直接提供して貼付していただくということを考えております。

49 ページがスケジュールになります。内容は 48 ページと同様になっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

● 議長（飯塚会長）

事務局の説明が終わりました。

ただ今の、説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

● 鈴木委員

ごみ袋は、色とかデザインが変わるものなのか。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

色は若干変わる予定でありますが、デザインの変更はありません。

● 議長（飯塚会長）

以上でよろしいでしょうか。

それでは、これより採決に移ります。

「一般廃棄物処理手数料の改定」について、承認される方の挙手を求めます。

挙手多数でございます。

よって、議事（２）「一般廃棄物処理手数料の改定」は承認されました。

承認されましたので、このあと、「一般廃棄物処理手数料の改定」についての「答申」を行いたいと思います。

委員皆さまのお手元に、答申書の写しを配付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

よろしければ、このあと、審議会長の私のほうから、市長へ答申書の交付をさせていただきたいと存じます。

（数分の確認の後）交付させていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、私から市長へ答申書を交付させていただきます。

【飯塚会長から市長へ答申書の交付】

※ それでは、ここで暫時休憩といたします。
再開は、午後３時 15 分からといたします。

休憩に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、次第の５・報告になりますが、（１）田原地区メガソーラーついてでございます。

事務局の報告を求めます。

● 事務局（高橋環境保全係長）

それでは、報告の（１）田原地区メガソーラーについて、ご報告申し上げます。

資料は、50 ページから最後 56 ページになります。

本日は、主に現状等について、ご報告いたします。

内容的には、先の９月定例市議会におけます、一般質問の答弁内容が大半となりますが、そこはご容赦いただきたいと存じます。

先ず、本市としましては、現在、千葉県とともに、毎月１回実施している現地確認において、残置森林の伐採に伴う復旧作業や防災対策作業の進捗に加え、伐採木の搬出状況を確認しています。

また、搬出の経路として、当初の林地開発許可では予定されていなかった、北小町にある清掃センター側から事業区域へ進入する「西アクセス経路」を利用していることも把握しています。

この西アクセス路の使用については、事業者が計画変更に伴う所定の手続きを経て進入路を変更していることを、本市としても承知しています。

一方、現地への重機の搬入・搬出に伴う運搬車両の通行状況については、千葉県に確認したところ、事業再開後の工事実施時には、大型の重機運搬車両が通行していました。

その通行回数については、限定的であったとのことです。

その後、工事が一時中止となったことから、現在の大型の重機運搬車両の具体的な通行状況や頻度等については、本市として詳細を把握しておらず、把握している内容は、計画区域外への伐採木の搬出に伴う２トンの小型ダンプによる通行です。

次に、事業者に対し、工事内容や工事期間、安全対策についての要請ですが、本年５月 13 日、田原地区の区長より「前日に工事のお知らせが投函されていた」との情報が寄せられ、他の区長にも確認したところ、このお知らせが届いていない地区があることが判明しました。

また、配布されたお知らせには、経路などの情報は記載されていたものの、作業期間や通行車両の種類、１日当たりの通行台数など、具体的な情報が十分に記載されていない状況でした。

これらの状況を受け、本市では県に情報を共有するとともに、県を通じて地域住民から寄せられた伐採木の搬出に関する事業者説明会の開催の要望を伝えたところですが、現時点で事業者に説明会を開催する意向はないとの回答が、県を通じてありました。

また、本市が事業者へ直接確認した際には、「運搬経路となる地区の区長の連絡先を把握できず、周知を行き届けることができなかった」との説明がありました。

工事や車両の通行に関する地域住民への周知については、事業者が責任を持って適切に行うべきものであると考えます。

本市としましては、今回の周知において、工事内容や車両通行による生活への影響を住民の皆様が判断するために必要な情報が十分に提供されていなかったものと認識しています。

今後、地域住民の生活に影響を及ぼす工事や車両の通行を行う場合には、事業者の責任において事前に、かつ具体的な内容をもって周知すること、そして、その際にはあらかじめ本市にも相談するよう

要望しているところです。

併せて、地域住民の皆様の不安や懸念をしっかりと受け止め、事業者との適切な情報共有が図られるよう、必要に応じて調整を行います。

次に調停申立てについてですが、令和７年５月９日に事業者に対し、協定の履行と広い範囲での説明会を求め、千葉地方裁判所館山支部館山簡易裁判所に調停の申立てをしたものですが、本調停で相手方に求めた内容は、次のとおりです。

１点目として、太陽光発電事業工事等の施工、管理を行う鴨川市内の業者名です。

２点目として、本件太陽光発電事業の融資先の大手都市銀行を主幹事とするシンジケートによる資金計画書です。

３点目として、本件太陽光発電事業の中止などに伴う事業用設備等の搬出・処分に係る費用の計画です。

４点目として、造成工事の水害や汚水の発生、周辺河川への影響についての具体的な対策です。

５点目として、有害鳥獣対策の段階的な対応に関する具体的な対策です。

６点目として鴨川市民を対象とした広い範囲での説明会の開催についてです。

調停の進捗ですが、令和７年７月３日に館山簡易裁判所で行われた第１回調停期日においては、双方の折り合いがつきませんでした。

その後の本市の対応としては、代理人弁護士と協議の下、令和７年８月２７日付けにて、館山簡易裁判所を通じて相手方に対し、再度、協定の履行と広い範囲での説明会を求め、書面での主張を行ったところ、令和７年１０月１５日付けで相手方から、これに対する主張があったため、その内容について報告いたします。

協定の履行、１点目の施工・管理を行う鴨川市内の業者名、２点目の資金計画書、４点目の水害や汚水対策について、相手方は、必要に満たしたものを提出しているといった、これまでの主張を繰り返すものでした。

事業の中止などに伴う、事業用設備等の搬出・処分に係る費用の計画については、国の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度が確立していることから、市として一旦撤回しています。

有害獣対策については、市は対策を行った現地の確認を行い、必要に応じて対応を協議するといった一定の譲歩をなした案を提示したところ、相手方は、有害獣対策の確認作業については、「理由なく拒否するものではない」といった回答があり、現地確認を行っています。

広い範囲での説明会の開催については、協定を超える過度の要求であり、拒否するというものでした。

その後に至っては、令和７年 10 月 28 日に本市も同行している県の現地確認において、林地開発行為の許可条件に違反する伐採が確認され、県は事業者に対し、工事の一時中止と復旧措置計画書の提出などの指導を行い、さらに令和８年１月９日に経済産業省が、令和５年３月 31 日付けにさかのぼり、当該メガソーラー計画のＦＩＴ認定が失効していることを確認しました。

このようなことから、本市は代理人弁護士と協議の下、令和８年１月 21 日付けで、相手方に対し、開発を継続するのか中止するのか、仮に中止した場合、原状回復義務が生じるが、土砂などの残置物や安全対策について、復旧の日程、方法、範囲などを具体的に示す客観的な資料の提出を求める書面

を館山簡易裁判所に提出しました。

これに対し、相手方は、令和８年２月１０日付けにて、釈明を求める法的根拠が不明とした上で、開発の継続については「検討中」であり、土砂などの残置物や安全対策については回答する必要がないとの反論がありました。調停の進捗状況は以上です。

続いて、今後の残置森林の復旧作業及び防災対策作業の終了時期についてです。

現在、千葉県の指導のもとで進められている、許可条件違反により伐採された残置森林の復旧については、伐採が確認された13箇所、合計約2.4ヘクタールのうち、技術的課題が比較的少ない７箇所、約0.23ヘクタールにおいて、コナラやヤブツバキなど約550本の植栽が完了しています。

残る６箇所についても、植栽に向けた伐採木の片付け作業などが順次進められており、すべての復旧が完了するまでには、なお一定の期間を要するものと承知しています。

また、防災対策作業についても、対象となる３箇所のうち２箇所が完了しており、残る箇所についても、現在、伐採木の片付けや土砂流出防止柵の設置、作業に必要となる作業用道路の整備などが進められています。

全体の終了時期の見通しについては、千葉県においても、現時点で具体的に申し上げられる段階にはないとの見解が示されています。

次に、苗木の植栽状況について、先ほどの報告と重複する部分もありますが、現在、７か所については技術的な課題が少ないことから、試験的に先行して復旧計画が承諾され、植栽が行われたが、残りの６か所については、有識者会議の提言を踏まえた復旧計画となるよう県が事業者と協議を進めていると伺っています。

苗木の植栽は、残置森林における将来的な森林の回復を目的とするものであり、土砂流出防止柵などの防災対策とは目的が異なるものと認識しています。

現在、防災対策作業については、対策実施予定の３箇所のうち、２箇所で対策が完了し、計15基の防止柵が設置されており、残る１箇所についても対応が進められていると県から伺っており、内容については、県において専門家にも相談していると伺っております。

有識者会議の提言においては、シカやキョンなどが生息している地域であることから、復旧箇所の周辺で食害が確認された場合には、苗木を保護するツリーシェルター等の獣害対策を実施することが効果的であるとされています。

現在、試験的に先行植栽された箇所及びその周辺において、シカやキョンなどによる食害の発生状況を経過観察しているところです。

有識者会議の提言では、ツリーシェルター等を一律に設置するというものではなく、食害が確認された場合に、その状況に応じて対策を講じることが効果的であるとの趣旨と認識しています。

次に、現地確認ですが、県と市は連携して現地の状況を注視するため、令和７年２月から、毎月継続して行っており、今後も継続していきます。

また、事業の実現可能性を見極めるために、市と事業者との協定の項目の１つとして資金計画書の提出を求めていますが、事業者から提出された資金計画書は銀行の残高証明書等の客観的な裏付資料の添付がなく、事業者が作成したもののみで、市として到底認められるものではないため、継続して求めていきます。

本市としましても、事業者と地域との共生は課題の一つとして捉えており、まずは協定の履行について、継続して求めていきます。

今後ですが、他の事業者の優良事例なども参考にしながら、事業者と地域との共生に向けて、検討していきます。

次に、地元への説明のあり方についてです。

令和６年 12 月の地元への説明において、某市議からのご指摘を踏まえ、市民の皆様に説明する計画については、まず県に申請し、県による確認・審査を経た内容を説明する方が適切であるとの考えから、県と市で協議してきたところです。

これは、県による確認前の計画を説明した場合、その後の審査によって内容が変更される可能性もあることから、県の確認を経た計画を説明する方が、市民の皆様に対してより正確な説明ができるとの考えによるものであり、申請後であっても計画への反映は可能であると伺っています。

また、本市から事業者に対し、市民の皆様に計画を説明する機会を設けることが重要である旨を伝え、住民説明会の開催を求めているところです。

住民説明会は、市民の皆様の承諾を得ることだけを目的とするものではなく、県の確認を経た計画について説明するとともに、そこで出された意見や要望を事業者が受け止め、県が森林審議会に諮問するなどの手続に進む前に、解決や改善に向けて、できることを対応していくことが重要であると認識しています。

したがいまして、説明会で出された意見について、必ずしも計画そのものを変更するということではなく、市民の皆様からいただいた意見や要望について、事業者において対応可能なものを検討し、課題の解決に努めることが重要であると考えています。

次に、先ほども触れた残置森林の復旧についてですが、許可条件違反による残置森林の復旧作業については、行政指導によって復旧に必要な行為を求めているものです。

復旧作業の完了については、植栽した苗木が 15 年後の成木になった時点を一律の基準とするものではなく、県において、復旧計画や関係する技術指針等を踏まえて確認していくものと認識しています。

次に、防災対策についてですが、防災対策作業は、工事が一時中止している中で地域の安全性確保のため、継続されているものであり、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」第 16 条の規定による緊急措置命令は行っていないものと認識しています。

次に、千葉県が事業者に対して行っている行政指導ですが、許可条件違反により伐採された残置森林の復旧作業及びFIT 認定失効に伴う事業計画の確認の２項目です。

まず、残置森林の復旧状況については、先ほどご報告申し上げたとおりです。

次に、FIT 認定失効に伴う事業計画の確認については、県において、事業者から提出された資料を精査しながら、やりとりを続けているところと伺っています。

なお、進捗状況については、令和８年第２回定例市議会以降、大きな変化はないものの、県の指導のもと、着実に進められているところです。

次に、「有識者会議以降の現地確認方法等」について、現地確認の実施については、県が実施する現地確認に、本市の農林水産課及び環境課の職員が同行し、現地の状況確認と情報共有に努めてきま

した。

この現地確認においては、令和６年 12 月に林地開発再開届が提出されたことを受け、、令和７年２月以降、毎月継続して実施しており、これまでに延べ 20 回行ってきたところです。

その具体的な現地確認の方法ですが、残置森林の復旧作業や防災対策の進捗状況について、現場での聞き取りや確認が行われています。

また、実際に植栽箇所をまわり、植栽の定着状況についても、県とともに確認を行っているところです。

引き続き、許可権者である県による現地確認に本市も同行し、現地の状況をしっかりと把握するとともに、県と緊密に連携しながら、適切に対応していきます。

次に、情報提供に対する本市の考えについて、本事業については、市民の皆様の関心が高い事案であり、進捗状況等について適時適切に情報提供を行っていくことが重要であると認識しています。

これまでも本市のホームページにおいて、関係機関との連携により得られた情報について、可能な範囲で情報提供を行ってきました。

また、千葉県のホームページにも関連情報が掲載されていることから、本市のホームページから千葉県のホームページへリンクを設定し、県が公表している情報も確認していただけるよう努めています。

次に、景観法に基づく規制ですが、大規模太陽光発電施設の設置において、地域の固有の景観を守る極めて有効な手法であると認識しています。

しかしながら、景観法は「景観の維持・形成」を主目的とする包括的な法律であり、パワーコンディショナの稼働音や反射光による住環境への影響、事業終了後の撤去担保など、太陽光発電特有の具体的な課題に機動的かつ十分対応しきれない側面もあります。

現在、本市では景観計画や景観条例が未策定であり、新たに計画を策定し法的拘束力を持つ規制体系を確立するには、基礎調査や合意形成など多大な期間を要するのが実情であり、メガソーラー開発を巡る懸念は現在進行形の課題であるとともに、早期の対応が求められています。

そこで本市としましては、まずは早期の制度化が可能な「太陽光発電事業に特化した指導要綱」での対応を考えていましたが、国や県による太陽光発電事業に対する規制強化が進められており、県においては、千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例案を本年中に議会に上程すると伺っています。

こうした状況を注視し、改めて本市としての必要な対応を図るとともに、中長期的な課題として、先進地の事例を研究し、本市における景観計画等のあり方についても検討を進めていきたいと考えております。

最後に、去る９月定例市議会における、現地確認に参加した後の副市長のコメントです。

千葉県から行政指導を受けている残置森林の復旧や事業者が実施している防災対策作業について、現在の進捗状況等を自ら確認するため、去る７ 月 24 日に実施された千葉県の現地確認の際、本市の担当課職員とともに同行させていただきました。

現場の状況ですが、伐採木の撤去・搬出作業が進められていたほか、植栽による残置森林の復旧作業や雨水等による土砂の流出を防ぐための防災対策についても、順次作業が進められている旨の説明を受け、その現場の一部の案内も頂きました。

今般の現地確認により、書面や報告等では把握しにくい実際の状況を見て、聞くことができたもの

と認識をしているものの、未だ復旧対応や防災対策が完了した訳ではなく、千葉県との連携を図りながら、適切な現地確認等を継続していく必要があるものと認識をいたしました。

本市としましては、市民の皆様の安全・安心を第一に考え、地域環境や市民生活等との共生を図っていくため、引き続き千葉県とともに、関係法令等を踏まえた適切な措置が講じられるよう対処していかなければならないものと感じています。

以上が、副市長のコメントであります。

本審議会としましては、田原地区メガソーラー事業に対する意見具申などは、行わないものでございますが、今後も随時、現状等の報告は行って参りたいと考えておりますので、ご意見やご要望などありましたら、よろしくお願いしたいと存じます。

以上で、田原地区メガソーラーについての報告とさせていただきます。

● 議長（飯塚会長）

ただ今の報告につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

● 本多委員

現在の台風後の現地の状況はいかがでしょうか。

● 事務局（高橋環境保全係長）

先週、千葉県森林課との月次の現地確認を行ってまいりました。

今回、かなりの雨量がありましたので、被害を想定して現地を見ましたが、現地は岩盤層ということで、水を含むと弱くなるということもあるのですが、全体的に表層が剥離したような箇所が多く、あと、仮設道路の木柵等も一部崩れていた箇所もありましたが、全体的に見て私が想像していたような土砂崩れ的な被害は目視できなかったところでございます。

市内におきましても東条地区や小湊地区での大きな被害はありましたが、そうした認識からは、そこまででではなかったということで、県も引き続きの慎重な是正工事を要望していましたので、今後も注視はしていきたいと考えております。

● 議長（飯塚会長）

他に何かありますでしょうか。

ないようでありましたら、以上で本日の議事・報告は全て終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

＝＝＝　進行を会長から　進行へ　＝＝＝

● 司会（佐々木課長補佐）

最後に次第の６「その他」でございますが、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

それでは、事務局からご連絡申し上げます。

次回の審議会開催につきましては、環境基本計画の素案をお示しできる12月上旬頃を予定しております。

日程につきましては、事前にご連絡を差し上げた上で、ご通知をいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和８年度　第２回鴨川市環境審議会」を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

本会議の内容を確認したので署名する。

令和８年10月30日

会議録署名人　本多信介